

乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合
採用日から6ヶ月以内に限り、第対価を以下の内容に基づき返却するものとする。

採用日～1ヶ月以内・・・対価の80%に相当する額

採用日～2ヶ月以内・・・対価の70%に相当する額

採用日～3ヶ月以内・・・対価の50%に相当する額

採用日～4ヶ月以内・・・対価の30%に相当する額

採用日～5ヶ月以内・・・対価の20%に相当する額

採用日～6ヶ月以内・・・対価の10%に相当する額

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。